## 第三者評価結果

事業所名:森の台保育園

## A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

 $A - 1 - (1) - \overline{(1)}$ 

【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

а

<コメント>

全体的な計画は、児童憲章や児童福祉法、保育所保育指針に基づいて重点的に取り組む事項を、保育の柱として明示しています。また、保育理念である「子どもひとりひとりの最善の幸せを願う」の実現に向けて、養護及び教育の領域ごとに、保育のねらい及び内容を設定しています。計画の作成にあたっては、年度末に乳児会議及び幼児会議を行い、年齢別の保育内容について、職員間で意見交換を行っています。また、園長及び主任、乳児及び幼児リーダー、看護師は、幼児会議及び乳児会議における職員の意見を集約し、計画の内容を協議したうえで計画案を作成しています。各系列園の全体的な計画は、法人のリーダー会議において審議し、最終決定されています。最終決定された計画の内容は、年度末の職員会議で確認し、全職員が共有しています。全体的な計画は、定期的に振り返りを行い、園長及び主任が変更や追記すべき事項を確認し、次期の計画に反映しています。

## A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

[A2] A-1-(2)-1

<sup>~】</sup> 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

а

玄関の正面奥は、コミュニティコートと称するウッドデッキで、中庭を見通すことができ、明るく開放的な空間になっています。廊下は、自然素材を使用したフローリングで、歩きやすく自然のぬくもりが感じられるように設計されています。各保育室には、温湿度計、空気清浄機、加湿器、エアコン、換気扇が整備され、クラスごとに、「清掃チェック表」に基づく衛生管理を行っています。保育室内は、マットやパーティションを設置し、子どもが落ち着いて過ごせる環境を設定しています。また、「あのね広場」「みんなの広場」などの共有スペースを設け、発表会などのイベントやリトミックなど、多目的に使用できるようにしています。午睡の時間は、ロールカーテンを使用するとともに、全館にオルゴール曲が流れ、心地良く過ごせるようにしています。トイレは、壁面装飾で明るい雰囲気にしています。また、3~5歳児クラスのトイレは、扉とスリッパに動物のイラストを描き、楽しみながら利用できるよう工夫しています。

## [A3] A-1-(2)-@

【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

<コメント>

子ども一人ひとりの発達状況に関しては、入園時に提出してもらう「現在の状況」を基に個人差を把握し、子どもの発達状態に応じた保育を行っています。日常の保育においては、子どもの気持ちや欲求を受け止め、子どもの目線に合わせて対応することを心がけています。特に、子どもが安心して、自分の気持ちを表現できるよう配慮しています。また、年齢に応じて、言葉づかいや声の大きさに留意し、おだやかに話すようにしています。まだ表現が十分にできない子どもには、気持ちを察しながら、適切な援助や話しかけを行っています。職員には、園内研修において、子どもの状態に応じた保育に子どもとの関わり方などについて、話し合う時間を設けています。また、毎週行う会議では、「子は親の鏡」を朗読し、子どもへの接し方について各自で振り返りを行っています。

# [A4] A-1-(2)-3

子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

;

′コメント>

基本的な生活習慣については、子ども一人ひとりの発達状態に応じて、少しずつ身につくようにしています。特に、子どもの発達に合わせた声かけや援助方法を工夫し、子どもが意欲的に取り組めるようにしています。0~3歳児までは、連絡帳を活用し、保護者と連携しながら進めています。食事、着脱、清潔、排泄、睡眠に関しては、ポリシーブックに記載されている「子どもの育ちと発達の特徴」を参考に、0~2歳児クラスは絵本、3~5歳児クラスは絵カードなどを用いて、わかりやすく指導しています。ボタンのかけはずしにおいては、洗濯ばさみをつまんで手指の力を強くし、ボタンのかけはずしができる布のおもちゃを使用して練習するなどの工夫をしています。日常の保育においては、子どもの生活リズムに合わせて、活動や休息の時間を設定し、バランスが保たれるよう配慮しています。

[A5] A-1-(2)-4

子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

а

<コメント>

子どもが自主的、自発的に行動できるよう、子どもの特性や年齢に合わせて、保育活動の内容や保育環境の設定を工夫しています。保育中の着替えや水分補給などは、一斉に行うよう指示するのではなく、子どもが自発的に行うことを大切にしています。子どもが絵本を読んだり、おもちゃで遊んだりする時は、絵本やおもちゃの設置棚の高さを調整し、自由に選んで取れるようにしています。3~5歳児クラスでは、当番の子どもが、話し合って決めた「今日のおもちゃ」を発表して遊び始めます。また、縦割り保育を取り入れ、異年齢で交流する時間を設けています。天気の良い日には、園庭や屋上で体を動かして遊ぶようにしています。園庭には、シャワーを完備した幼児用のプールがあり、屋上は天然芝を張り、飛行機の遊具が設置されています。

A - 1 - (2) - (5)

【A6】 乳児保育(O歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。

а

<コメント>

0歳児クラスでは、入園時の面談で出生時や家庭での状況を確認し、保護者と連絡を取りながら、子どもが園での生活に慣れるよう配慮しています。特に、子どもが安心して過ごせるよう、個々の成長に応じた午前寝や夕方寝を取り入れています。また、気分転換として、園内をバギーで散歩するなどの工夫をしています。月案については、子どもの発達段階を把握する「現在の子どもの様子」欄を設け、保育内容及び配慮すべき事項、家庭との連携が必要な事項を記載しています。日常の保育においては、子どもの表情などから気持ちを察して言葉をかけるなど、応答的な関わりを通じて、子どもの情緒が安定するよう配慮しています。おもちゃについては、子ども一人ひとりの興味や関心を把握し、月齢に合わせたものを用意しています。保護者には、子どもの一日の様子を、連絡帳や対話を通じて細かく伝えています。

A - 1 - (2) - 6

【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、 保育の内容や方法に配慮している。

а

<コメント>

1、2歳児クラスは、乳児会議や職員会議において、各クラスの子どもの活動状況を報告し、職員間で共有しています。1歳児クラスでは、職員との安定した関わりの中で、安心して過ごせるようにすることを大切にしています。担当職員は、子どもの気持ちに寄り添い、安心して遊びに集中できるよう配慮しています。また、1歳児は、好奇心が育ち始める時期であることを考慮し、危険性を避けながら、子どもの意欲を受け止めています。2歳児クラスでは、基本的な生活習慣を身に付けるとともに、友達と一緒に遊ぶ楽しさを知ることを目指しています。2歳児は、身の回りのことができるようになるため、子どもの話を十分に聞いて対応しています。また、遊びを通して、伸び伸びと自己表現をすることを大切にしています。子ども同士の衝突があった場合は、子どもの気持ちを尊重し、互いの思いを代弁しています。保護者には、連絡帳や個人面談を通じて、保育活動における子どもの様子を伝えています。

A - 1 - (2) - 7

【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。 а

<<u>コメント></u>

3歳児クラスは、友達と遊ぶ中で、自分のしたい事や言いたい事を、言葉や行動で表現することを目指しています。担当職員は、子どもが興味や関心を持っていることを把握し、声かけをしたり一緒に遊んだりして、興味や関心が広がるよう支援しています。4歳児クラスでは、子どもが自分で考えて行動し、友達との関わりを深め、友達の気持を理解しながら集団で行動することを体験しています。保育においては、当番活動を体験するとともに、集団遊びにおけるルールを学んでいます。5歳児クラスの子どもたちは、行事などにおいて、友達と協力し、やり遂げることを経験しています。また、集団生活の中で、同じ目標に向かって活動することを体験し、自信につながるよう支援しています。子どもたちの活動状況は、園内掲示や園便りなどを通して保護者に伝えるとともに、就学先の小学校に提供しています。

[A9] A-1-(2)-8

ク◢ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

配慮を要する子どもについては、今年度は、該当する子どもの在籍はありませんが、個別指導計画を作成し、担当職員を中心に、適切な保育を行う体制を整備しています。保護者には、入園時に状態を確認するとともに、専門機関と連携して対応する体制を整えています。また、年に1回、横浜市北部地域療育センターの巡回訪問を通じて、今後の支援方法や保護者支援に関する助言を受けることができるようにしています。園の建物はバリアフリーを基本設計とし、障がいに応じた設備環境を完備しています。日常の保育においては、集団の中で互いに育ち合うことを大切にし、無理のない範囲で一緒に過ごせるよう、保育体制を整えています。職員は、外部研修の受講を通じて、保育に関する必要な知識の習得に努めています。研修の受講後は、研修報告を作成するとともに、研修の内容を職員会議などで報告し、職員間で共有しています。

A - 1 - (2) - 9

【A10】 ( , , , , , , , , ) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 а

<<u>コメント></u>

子どもの在園時間や生活リズムに配慮し、保育内容や環境の設定を工夫しています。日常の保育においては、子どもの生活リズムに配慮し、休息時間を入れています。また、0~2歳児クラスでは朝のおやつ、保育時間の長い子どもには補食を提供しています。日中は、クラスごとに保育を行いますが、朝、夕の合同保育の時間は、異年齢保育を行っています。また、リトミック、英語教室、理科教室などのプログラムを取り入れ、子どもたちが外部の専門講師による指導を受けています。各プログラムは、子どもだけが参加するのではなく、クラスの担任も一緒に参加し、日常の保育の中で復習することができるようになっています。また、各プログラムで学んだことを、園の行事に取り入れています。子どもの状況や保護者からの連絡事項については、職員間の「伝達ノート」や全職員が目を通す「赤ノート」を使用し、確実に伝達することを徹底しています。

A - 1 - (2) - 10

【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

а

<コメント>

小学校との連携においては、文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」のモデル地域として、小学校へのアプローチカリキュラムに基づいて保育を実践しています。アプローチカリキュラムには、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を記入し、就学に向けたワークや午睡時間の調整を行っています。5歳児クラスの子どもたちは、就学する小学校を訪問して、1年生との交流を持ち、安心して学校生活がスタートできるよう準備しています。また、小学校の教職が当園を訪問し、園での子どもの様子を見学するとともに、就学に関する意見交換を行っています。保護者には、アプローチカリキュラムにおける取り組み内容を説明し、案内ポスターを園内に掲示しています。また、就学後も小学校と連携し、子どもを見守っていくことを伝えています。就学に必要な関係書類や保育所児童保育要録については、施設長及び担当職員が適正に作成しています。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	а

子どもの健康管理に関しては、「年間保健計画」を作成し、保健指導の内容を明記しています。また、「保健衛生マニュアル」を基に、各クラスの担当職員と看護師が連携し、適切に対応する体制を整えています。子ども一人ひとりの健康状態については、児童票を基に保護者との個人面談を実施し、詳細を確認しています。既往症や予防接種の状況については、入園時の個人面談において看護師が保護者に確認し、担当職員間で共有しています。保育中に体調の変化やけがなどが発生した場合は、応急処置を行うとともに、保護者及び嘱託医に連絡し適切な対応を図っています。保護者には、保健便りを通じて、子どもの健康に関する情報を提供するとともに、園の健康管理に関する取り組み内容を伝えています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては、入園説明会において、呼吸チェックなどの管理方法について、保護者に説明しています。

 【A13】 A-1-(3)-②
 a

 a

健康診断については、内科健診を年2回、身体測定を毎月、歯科健診を年2回、年齢に応じた視聴覚検査や尿検査を実施しています。 健康診断の結果は、連絡帳や「結果表」で、保護者に通知しています。また、状態に応じて、嘱託医に問い合わせをしたうえで、保護 者に伝えています。医療機関での受診が必要な場合は、看護師がていねいに説明し、適切な対応を図っています。健康診断の終了後に は、「受診一覧表」「健康台帳」に記入し保管しています。健康台帳は保護者に返却し、予防接種時期の確認をしてもらっています。 健康診断の実施にあたっては、子どもが安心して受けることができるよう、事前に「健診に備えて」という保健指導を行っています。 子どもたちには、健康診断の流れや方法をわかりやすく伝え、健診の当日を不安なく迎えられるように配慮しています。

A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行ってい a る。

<<u>コメント></u>

アレルギー疾患のある子どもに対しては、入園時に提出する「現在の状況」の体質欄で状態を確認し、保護者と連携しながら適切に対応しています。食物アレルギーへの対応においては、医師の診断書に基づく除去食を確認し、給食時の管理を徹底しています。配膳においては、トレイの色を変え、アレルギー札を使用して一目でわかるようにしています。慢性疾患のある子どもに対しては、園での与薬が必要な場合は、医師の与薬指示書を提出してもらい対応しています。また、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づいて、「アレルギー対応マニュアル」を作成し、適切に対応しています。職員は、園内研修や外部研修の受講を通じて、アレルギー疾患への対応方法について学んでいます。保護者には、保健便りを通じて、アレルギー疾患や慢性疾患についての理解を図っています。

A-1-(4) 食事

【A15】 A-1-(4)-①
食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

<コメント>

第三者評価結果

第二者評価結果

給食の時間は、職員や友達と会話をしながら、食事を楽しむことができるようにしています。食事の前には、「いただきますの歌」を歌って、楽しい雰囲気を作っています。食器は、陶器製の器を使用し、大きさも年齢に応じたものを使用しています。食事の量については、0~2歳児クラスは保護者と話し合って決め、3~5歳児クラスは自分で食べられる量を伝え、おかわりは自由にしています。食育については、「年間食育計画」に基づいて、年齢に応じた食育活動を行っています。園庭では、季節の野菜を栽培し収穫をしています。収穫した野菜は、給食の食材に使用してもらい、子どもが野菜を食べることを援助しています。また、子どもの発達や年齢に合わせて、うどん作り、味噌作りなど、クッキングを体験する機会を提供し、子どもの食への関心を深めています。保護者には、給食だよりを通して、食育活動の様子を伝えています。

 【A16】 A-1-(4)-②
 a

 a
 a

<コメント>

給食の献立は、給食会議において、子どもの喫食状況を「残食管理表」を基に確認したうえで検討しています。給食の調理は、外部の給食委託業者の調理員が、園の給食室で行っています。調理員は、調理室の衛生管理を徹底するとともに、各部屋を巡回しながら、子どもの食事の様子を把握しています。食材については、旬の食材を使用し、食べやすい味付けや調理方法を工夫しています。二十四節気の変わり目の日には、季節を感じることができる料理を提供しています。4月5日の「清明」では、子どもたちに、万物が若返り清々しく明るく美しい季節であることを伝え、花見料理を提供しています。保護者には、「給食室からのお知らせ」や給食便りを通じて、給食の献立のレシピなどを紹介しています。誕生会には、保護者も参加し、希望者は給食の試食ができるようにしています。

### A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	а
< <u>コメント&gt;</u>	

保護者との情報交換においては、連絡帳や送迎時の対話を通じて、家庭と園での様子を共有しています。連絡帳は、全クラスで使用し、0~2歳児クラスは、子どもの家庭及び園での様子を毎日記載し、職員と保護者が共有できるようにしています。3~5歳児クラスは、保護者が、家庭での状況や要望事項を必要に応じて記載し、子どもの様子を相互に確認しています。日常の保育では、保護者に、保育参観や保育参加ができる機会を提供しています。子どもの誕生月には、保護者が誕生会に参加し、エプロンや名札を着用して、子どものクラスで保育助手の体験をしています。保育助手の体験では、自分の子どもの発達状況だけでなく、同年齢の子どもたちの様子を見てもらうようにしています。また、職員の保育現場での活動を見ることで、保育内容に対する理解を得る機会となっています。

Α-	-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
	【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

#### | <コメント>

保護者の就労状況や家庭の事情を把握し、保護者が安心して子育てができるよう、支援体制を整えています。また、職員が保護者とのコミュニケーションを十分に取り、保護者との信頼関係を築くことを推進しています。保護者からの緊急連絡や保育時間の変更依頼などに対しては、柔軟に対応できるよう、職員の体制を整備しています。送迎時には、保護者との対話を積極的に行い、保護者から希望があれば、いつでも相談に応じることができることを伝えています。保護者からの相談は随時受け付けていますが、保護者懇談会や個人面談の日にも、相談に応じています。相談内容は「育児相談表」「個人面接記録表」に記録し、職員会議などで支援方法を検討しています。保護者から相談の依頼を受けた時は、園長及び主任に報告し、内容に応じて看護師、栄養士などの専門職員と連携して対応するようにしています。

[A19]	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a

#### **<コメント>**

虐待の早期発見や早期対応に関しては、「虐待防止ガイドライン」「虐待防止対策」を基に、登園時や日常の保育における留意点を職員に周知しています。登園時には、子ども及び保護者の様子を視診し、虐待の兆候を見逃さないようにしています。また、保育においては、子どもの表情や体調に留意し、午睡時に衣類を着替える際に、異常がないかを確認しています。登園時の視診、保育中の観察、連絡帳の内容や保護者の様子などに気になることがある場合は、園長及び主任に報告し、職員会議で全職員に通知し、対策を協議しています。虐待が疑われる場合は、緑区の担当部署や横浜市北部児童相談所などの行政の関係機関と連携し、適切に対応する体制を整えています。職員は、虐待防止に関する外部研修や園内研修を受講し、虐待の早期発見及び対応方法の習得に努めています。

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めて a	A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	第三者評価結果
υ· δ <sub>0</sub>		а

職員は、年度末に各自の保育実践における振り返りを行い、「保育士の自己評価表」を作成しています。「保育士の自己評価表」には、6月、10月、2月に、保育業務や保育運営に関する項目ごとの達成度、出来ていない項目についてはその理由を記入しています。また、振り返りの概要を、上期、下期、1年ごとに記載しています。振り返りにおいては、担当クラスの保育内容、保育日誌、月案及び週案の評価などを参照し、各自の評価をしています。自己評価の項目については、保育活動における結果だけでなく、子ども一人ひとりの理解を深めている、遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮しているなど、職員の取り組み過程を評価するようにしています。各職員の自己評価の内容は、園長との個別面談において共有し、次期の課題及び目標を設定しています。職員の自己評価結果は、「保育所の自己評価」を行う際に、参考資料として活用しています。